

令和7年度第3回瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会運賃料金部会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和7年8月14日

3 協議期間

令和7年8月14日～26日

4 協議事項

瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運賃について

5 協議結果

承認 6名

不承認 0名

意見

運賃の収受の方法について、この協議の対象外と思いますが、現金のみであることの周知をしっかりとしてください。

→支払方法については、予約受付が完了した際に、現金のみの取り扱いであることをメールにてお伝えします。また、当日電話予約される方には、電話にて直接お伝えします。チラシにもその旨を記載します。

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認されました。

なお、協議結果につきましては、要綱第16条第10項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会へ報告します。